

元 経営 第 427 号
令和元年 6 月 26 日

北海道農政事務所長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省) 経営局長

農業経営相談所による専門家派遣について

人・農地プランの実質化に向けては、話し合いへの呼び掛け、アンケートや地図を活用した話し合いなど、一つ一つステップを踏んでいく必要があることから、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織の負担軽減を図りながら取組を推進する必要がありますが、地域の農業者やコーディネーター役を担う組織だけでは十分に対応できないとの御意見を多数いただいたところです。

このため、農業経営者サポート事業の一環として、農業経営相談所が、普及指導員・営農指導員やこれらの経験者、行政経験のある方などを、話し合いを円滑に進めるコーディネーター役として登録し、地域の話し合いをコーディネートできる者が不足する市町村からの要請により現場に派遣することができる仕組みを設けたところです。

また、話し合いのコーディネーター役として実務経験豊富な方が全国的に活動を展開できるよう、新たに農林水産省が全国の農業経営相談所と情報を共有するとともに、担い手に関する全国団体等からの推薦による専門家の情報も合わせて整理し、共有を図る仕組みを設けたところです。

つきましては、農業経営相談所への専門家の登録や派遣に係る手続の詳細について、別紙のとおり定めたので、本事業の適正かつ円滑な実施に特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、貴局管内の関係機関の長及び都道府県知事に対しては、貴職より通知いただくとともに、都道府県内各市町村に対する周知等につき協力いただくよう依頼いただきたく、よろしくお願いいたします。

元経営第 427 号
令和元年 6 月 26 日

全国農業協同組合中央会会長
一般社団法人 全国農業会議所会長
公益社団法人 全国農地保有合理化協会会長
全国土地改良事業団体連合会会長

殿

(農林水産省) 経営局長

農業経営相談所による専門家派遣について

日頃より、担い手への農地の利用集積・集約化について、御尽力賜り誠にありがとうございます。

人・農地プランの実質化に向けては、話し合いへの呼び掛け、アンケートや地図を活用した話し合いなど、一つ一つステップを踏んでいく必要があることから、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織の負担軽減を図りながら取組を推進する必要がありますが、地域の農業者やコーディネーター役を担う組織だけでは十分に対応できないとの御意見を多数いただいたところです。

このため、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 3 に基づき、農業経営者サポート事業の一環として、農業経営相談所が、普及指導員・営農指導員やこれらの経験者、行政経験のある方などを、話し合いを円滑に進めるコーディネーター役として登録し、地域の話し合いをコーディネートできる者が不足する市町村からの要請により現場に派遣することができる仕組みを設けたところです。

また、話し合いのコーディネーター役として実務経験豊富な方が全国的に活動を展開できるよう、新たに農林水産省が全国の農業経営相談所と情報を共有するとともに、担い手に関する全国団体等からの推薦による専門家の情報も合わせて整理し、共有を図る仕組みを設けたところです。

つきましては、農業経営相談所への専門家の登録や派遣に係る手続の詳細について、別紙のとおり定めたので、本事業の適正かつ円滑な実施に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

元経営第 427 号
令和元年 6 月 26 日

公益社団法人 日本農業法人協会会長
全国認定農業者協議会会長
全国指導農業士連絡協議会会長
全国農業経営者協会会長

】 殿

(農林水産省) 経営局長

農業経営相談所による専門家派遣について

日頃より、我が国農業政策の推進に当たり、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

人・農地プランの実質化に向けては、話し合いへの呼び掛け、アンケートや地図を活用した話し合いなど、一つ一つステップを踏んでいく必要があることから、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織の負担軽減を図りながら取組を推進する必要がありますが、地域の農業者やコーディネーター役を担う組織だけでは十分に対応できないとの御意見を多数いただいたところです。

このため、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 3 に基づき、農業経営者サポート事業の一環として、農業経営相談所が、普及指導員・営農指導員やこれらの経験者、行政経験のある方などを、話し合いを円滑に進めるコーディネーター役として登録し、地域の話合いをコーディネートできる者が不足する市町村からの要請により現場に派遣することができる仕組みを設けたところです。

また、話し合いのコーディネーター役として実務経験豊富な方が全国的に活動を展開できるよう、新たに農林水産省が全国の農業経営相談所と情報を共有するとともに、担い手に関する全国団体等からの推薦による専門家の情報も合わせて整理し、共有を図る仕組みを設けたところです。

つきましては、農業経営相談所への専門家の登録や派遣に係る手続の詳細について、別紙のとおり定め、都道府県、市町村及び関係全国団体へ別添のとおり通知したので、貴団体におかれましても、会員の皆様に対し本通知を周知いただきますとともに、今後、会員の皆様のコーディネーター役への積極的な登録を促していくことにつき特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

別紙

1 専門家（コーディネーター役）の登録手続

（1）登録対象者

農業経営相談所は、都道府県、市町村、各種団体等からの推薦又は公募により、以下の専門家の中からコーディネーター役を登録することができます。

また、農林水産省を通じて、担い手に関する全国団体等からの推薦を受けた以下の者についても、コーディネーター役として登録することができます。

- ① 普及指導員及び元普及指導員
- ② 農協営農指導員及び元営農指導員
- ③ 土地改良区職員及び元職員
- ④ 国、都道府県、市町村の農業関係部門職員及び元職員
- ⑤ 農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構等農業関係機関の職員及び元職員
- ⑥ 税理士、司法書士、行政書士等士業従事者
- ⑦ 会議ファシリテーションの普及等に関する団体による認定を受けた者
- ⑧ 農業経営者（離農後も地域農業の実情に詳しい人材を含む。）
等

（注）現職職員は、人事当局と職務専念義務の免除等に係る承認等について調整が必要な場合があります。

（2）登録手続

農業経営相談所は、（1）の登録対象者が、①の登録要件に該当すると認める場合には、②の登録内容に即したプロフィールを作成し、③により登録及び公表します。

① 登録要件

集落営農の組織化・法人化、多面的機能支払制度の活動組織の設立、中山間直接支払制度における集落協定の策定等、地域の話合いの活動の推進に携わった経験を有し、かつ、派遣要請地区へ訪問による支援ができること。

なお、都道府県域を超えて活動を希望する専門家については、複数の地域で話合いを円滑に進めた実績を有していること。

② 登録内容

- ア 氏名、連絡先
- イ 資格、職歴、専門分野（得意分野）
- ウ これまで担当した活動の内容や実績

③ 登録・公表

ア 農業経営相談所は、その事業実施区域内で活動を希望する専門家について、当該農業経営相談所の専門家名簿に登録し、プロフィールを公表します。

イ 農業経営相談所は、その事業実施区域を越えて活動を希望する専門家については、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。）を通じて、②の登録内容とプロフィールを他の

農業経営相談所に回付し、各々の専門家名簿への登録とプロフィールの公表を依頼します。

2 専門家（コーディネーター役）の派遣手続

市町村は、以下の手順により、農業経営相談所に登録された専門家をコーディネーター役として活用することができます。

(1) 現場ニーズの把握

市町村は、対象地区において、現場で必要としている専門家のニーズを把握します。

(2) 派遣する専門家の選定

市町村は、把握したニーズに合致する専門家を農業経営相談所に登録及び公表されている専門家の中から選定し、農業経営相談所に派遣を要請します。

(3) 専門家派遣

農業経営相談所は、市町村から要請のあった専門家を市町村へ派遣します。

市町村は、派遣を受けた専門家が活動しやすいよう、事前の情報提供等に努めるとともに、当該専門家が都道府県、市町村、各種団体等に所属する現職職員である場合には、あらかじめその所属する機関・団体との間で謝金及び旅費の取扱い、対応できる時期等について必要な調整を行うこととします。